

平成 24 年度 臨時総会 議案書

日 時：平成 24 年 11 月 18 日(日) 午後 1 時より

場 所：日の里 2 丁目公民館

日の里 2 丁目町内会

取扱注意

この総会資料に掲載された名簿等の個人情報、町内会の活動以外の目的には使用できませんので、取扱いについてはくれぐれもご注意願います。

日の里2丁目臨時總會次第

1. 開会のことば
2. 町内会長あいさつ
3. 議長選出
4. 議 事
 - ・ 第1号議案 ブロック再編成について
 - ・ 第2号議案 町内会規約改正について
 - ・ 第3号議案 役員報酬・行動費改正について
 - ・ その他
5. 議長解任
6. 閉会のことば

第1号議案 ブロック再編成について

現行ブロック

ブロック名	組	世帯数
A	1	16
A	2	18
A	3	20
A	4	16
A	5	13
ブロック計		83
B	6	16
B	7	24
B	8	18
B	9	27
B	10	16
B	21	24
B	23	12
ブロック計		137
C	11	22
C	13	26
C	14	11
C	22	12
ブロック計		71
D	16	19
D	17	23
D	18	25
D	19	14
D	20	25
ブロック計		106
合計		397

提案ブロック

ブロック名	組	世帯数
A	1	16
A	2	18
A	3	20
A	4	16
A	5	13
A	6(B)	16
ブロック計		99
B	7	24
B	8	18
B	9	27
B	21	24
B	23	12
ブロック計		105
C	10(B)	16
C	11	22
C	13	26
C	20(D)	25
C	22	12
ブロック計		101
D	14(C)	11
D	16	19
D	17	23
D	18	25
D	19	14
ブロック計		92
合計		397

ブロック再編成後は、各ブロックが5~6組、おおよそ100世帯で編成され、飛び地は解消される。これにより、5役や専門部長をブロック持ち回りで推薦することが当分の間可能である。

第2号議案 町内会規約改正について

<役員選出方法の見直し>

現行の5役(5名)と専門部長・副部長(6名)を各ブロックが持ち回りで推薦する方式では以下のような問題点を抱えている。

- (1) 会長の任期は1年に限られる。会長は、町内会の運営の責任を負うとともに、区協議会の業務を担い、協議会と町内会の連携、さらに宗像市行政事務連絡員を兼ねる。任期1年では責務の遂行がかなり困難である。
- (2) 高齢化により推薦が困難な組が顕在化している。

これに対して、

- (1) 町内会長は、選考委員会を設けて町内全体から選考する。任期は3年を限度として重任を認める。
- (2) 専門部副部長は、各専門部に属する隣組長のうちから互選により選出する。

これにより、毎年ブロックが持ち回りで推薦する役員は、会長を除く4役(4名)、または専門部長(教育文化、健康福祉、生活環境、計3名)となり推薦の負担が軽減される。なお、会長選考委員会は、副会長1名と各ブロックから隣組長1名、合計5名からなり、副会長を委員長とする。

<規約の改正>

役員選出方法の見直しに伴い、町内会規約の改正が必要となった。

- (1) 現行規約第6条で定められた役員の定義を改めて、役員、専門職、隣組長に細分した。専門職とは、専門部長、専門部副部長、公民館副館長の総称である。
- (2) 役員、専門職、隣組長の選出について第11条を改めた。
- (3) 町内会長に立候補できるものを明確にするために第2条の見出し【組織及び構成員】を【組織及び会員】に改めた。
- (4) 表記上の不具合をできる限り訂正した。

例：「出来る」「できる」、「おく」「置く」、「通り」「とおり」

第3号議案 役員報酬・行動費改正について

会長の報酬は、現行10万円を20万円に、主任福祉員の行動費は、現行1万5千円を健康福祉部長の報酬と同額の3万円に改正する。

平成 24 年 2 丁目町内会臨時總會 出席者

< 平成24年度役員 >

五役・専門部			隣組組長					
役職名		氏名	ブロック	組	氏名			
五役	町内会	会長	A	1				
	同	副会長		2				
	同	副会長		3				
	同	書記		4				
	同	会計		5				
専門部	教育文化部	部長	B	6				
	同	副部長		7				
	生活環境部	部長		8				
	同	副部長		9				
	健康福祉部	部長		10				
	同	副部長		21				
他	顧問		C	23				
	公民館副館長			11				
			D	13				
				14				
				16				
				17				
						D	18	
							19	
							20	
			役員人数合計					33

< 臨時總會代議員 >

隣組選出代議員							各種団体役員・委員				
ブロック	組	氏名			代議員数	世帯数	定数	役職	組	氏名	
A	1				2	16	2	民生・児童委員	3		
	2				2	18	2	青少年指導委員	2		
	3				2	20	2	宗像交通安全協会 評議委員	16		
	4				2	16	2				
	5				1	13	1	子ども会会長	18		
B	6				2	16	2	老人会会長	10		
	7				-	1	24	2	防犯委員	13	
	8				-	1	18	2	防災委員	5	
	9				-	1	27	3			
	10				-	1	16	2			
	21				-	1	24	2			
C	23				1	12	1				
	11					2	22	2			
	13				-	1	26	3			
	14				-	1	11	1			
D	22				1	12	1				
	16				-	1	19	2			
	17				-	1	23	2			
	18				-	2	25	3			
	19				-	1	14	1			
20	-	1	25	3							
合計					28	397	41	7			
臨時總會構成員(役員、代議員)人数合計								81			
臨時總會成立のための最低人数								54			

定数は、町内会規約第 15 条に基づき算出しております。

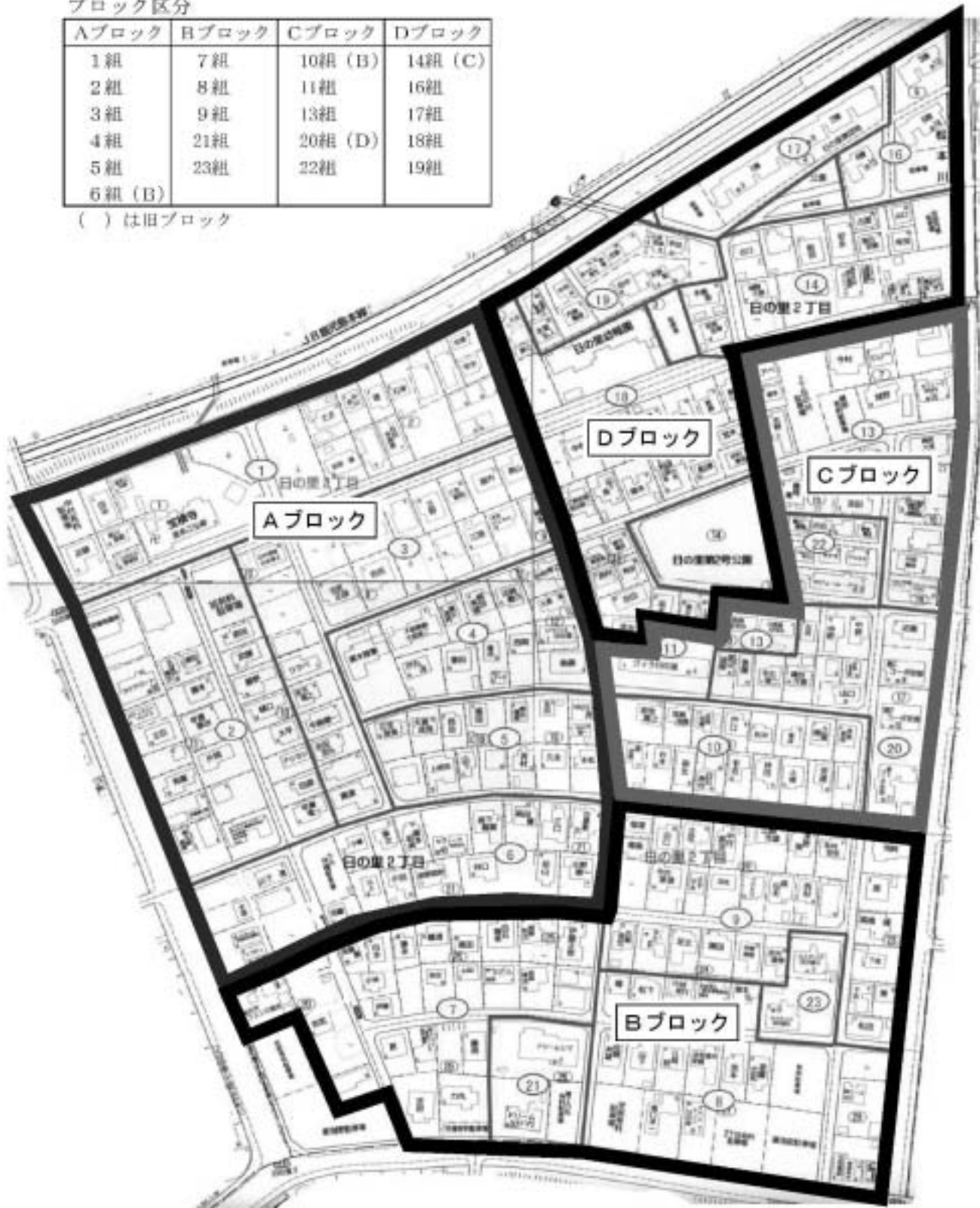
總會成立のための最低人数(委任状含む)は、町内会規約第 18 条に基づき算出しております。

ブロック地図

ブロック区分

Aブロック	Bブロック	Cブロック	Dブロック
1組	7組	10組 (B)	14組 (C)
2組	8組	11組	16組
3組	9組	13組	17組
4組	21組	20組 (D)	18組
5組	23組	22組	19組
6組 (B)			

() は旧ブロック



日の里2丁目内会規約比較表(案)

2012/11/18

現 行	改 定	備 考
<p>日の里2丁目内会規約</p> <p>日の里2丁目内会</p>	<p>日の里2丁目内会規約</p> <p>日の里2丁目内会</p>	

<p>日の里2丁目町内会規約</p>	<p>【名 称】 第 1条 この町内会は日の里2丁目町内会(以下本会という。)と称する。 【組織及び構成員】 第 2条 本会は日の里2丁目に居住するすべての世帯をもって構成し、1世帯1会員とする。 第 3条 本会は原則として10世帯以上を単位として組をおき、各組を47戸がに編成する。 【目 的】 第 4条 本会は会員相互の融和を図り、日の里コミュニティセンター運営協議会(以下運営協議会という。)と連携して文化と福祉を増進し健康で明るい生活環境づくりに努め、住みよい町づくりの形成と発展を旨とする。 【事 業】 第 5条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 1. 環境保全、教育文化、健康福祉の向上発展に関する諸事項 2. 2丁目公民館の利用促進に関する事項 3. その他本会の目的達成のため必要な事項</p>	<p>【名 称】 第 1条 この町内会は、日の里2丁目町内会(以下本会という。)と称する。 【組織及び基金】 第 2条 本会は、日の里2丁目に居住するすべての世帯をもって構成し、1世帯1会員とする。 第 3条 本会は、原則として10世帯以上を単位として組を置き、各組を47戸がに編成する。 【目 的】 第 4条 本会は、会員相互の融和を図り、日の里地区コミュニティ運営協議会(以下運営協議会という。)と連携して文化と福祉を増進し健康で明るい生活環境づくりに努め、住みよい町づくりの形成と発展を旨とする。 【事 業】 第 5条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 1. 環境保全、教育文化、健康福祉の向上発展に関する諸事項 2. 2丁目公民館の利用促進に関する事項 3. その他本会の目的達成のため必要な事項</p>	<p>【役員及び構成】 第 6条 本会に次の役員、委員、各種団体役員代表者を置く。 1. 役員 (1) 会 長 1名 (2) 副 会 長 2名(内1名は公民館長を兼務) (3) 書 記 1名(広報部長を兼務) (4) 会 計 1名 (5) 会計監査 2名 (6) 顧問 1名(置くことが出来る) ※ 五役とは、会長、副会長2名、書記、会計をいう。 2. 専門員 (1) 専門部長 3名(教育文化部長、健康福祉部長、生涯学習部長) (2) 専門部副部長 3名(副部長との兼務を含む。) (3) 公民館副部長 1名(副部長との兼務を含む。) 3. 隣 組 長 各組1名 4. 役員委員及び各種団体代表者 (1) 民生・児童委員 1名 (2) 青少年指導委員 1名 (3) 主任運動員 1名 (4) 防犯連絡委員 1名(町内会長兼務) (5) 交通安全協会 1名 (6) ヘルス委員 1名 (7) 公民館防災管理者 1名(公民館長兼務) (8) 子ども会会長 1名</p>	<p>【役員及び構成】 第 6条 本会に次の役員、委員、各種団体役員代表者を置く。 1. 役員 (1) 会 長 1名 (2) 副 会 長 2名以内(公民館長を兼務) (3) 書 記 1名(広報部長を兼務) (4) 会 計 1名 (5) 会計監査 2名 (6) 顧問 1名以内 ※ 五役とは、会長、副会長2名、書記、会計をいう。 (6) 専門部長 3名 (7) 専門部副部長 3名(副部長との兼務を含む。) (8) 公民館副部長 1名(副部長との兼務を含む。) 2. 役員委員及び各種団体代表者 (1) 民生・児童委員 1名 (2) 青少年指導委員 1名 (3) 主任運動員 1名(健康福祉部副部長兼務) (4) 防犯連絡委員 1名(町内会長兼任) (5) 交通安全協会 1名 (6) ヘルス委員 1名 (7) 公民館防災管理者 1名(公民館長兼務) (8) 子ども会会長 1名</p>	<p>下 部 部 を 全 て 変 更</p>
--------------------	---	---	---	--	----------------------------

<p>(9) 老人会会長 1名 (10) 防犯委員 1名 (11) 防災委員 2名以内</p> <p>【役員・専門職、副部長の任務】</p> <p>第 7条 役員、専門職、副部長の任務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。併せて宗像市行政事務連絡員を兼ねる。 (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会務を代行する。内1名は、2丁目自治公民部会長を兼ねる。 なお、公民部会長は、公民部副部長と連携し、公民館の利用促進、財産の管理・保全並びに教育文化部、健康福祉部の活動の援助を行う。 (3) 書記は、本会の事務を主管し、総会、町内会議、運営会議の議事(案)、議事録を作成する。併せて広報部長を兼務し、行事の案内や広報・回覧文書の配布を担当し、運営協議会広報部委員とす る。 (4) 会計は、本会の定めた予算を執行し、各種募金、寄付金の出納事務を担当する。また、予算(案)、決算(案)を作成する。 (5) 会計監査は、定期又は、必要に応じて本会の会計を監査する。 (6) 顧問は、会長の求めに応じて町内会議運営について助言を行う。</p> <p>(7) 専門部長、専門部副部長は、連携を密にし、事業計画に基づき事業の進捗を図る。また次年度の事業計画を作成する。 (8) 副部長は、それぞれの組を代表し、必要に応じ組合議を開催・主宰するとともに、組内運営について担当する。また、何れかの専門部に所属することとし、専門部副部長を兼務することが出来る。 【委員及び各種団体代表者の任務】</p> <p>第 8条 委員及び各種団体代表者の任務は、それぞれの所属団体構構による。</p>	<p>(9) 老人会会長 1名 (10) 防犯委員 1名 (11) 防災委員 2名以内</p> <p>【役員・専門職、副部長の任務】</p> <p>第 7条 役員、専門職、副部長の任務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。併せて宗像市行政事務連絡員を兼ねる。 (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会務を代行する。併せて2丁目自治公民部会長を兼ねる。また、専門部会長を兼ねることも出来る。 ① 公民部会長は公民部副部長と連携し、公民館の利用促進、財産の管理・保全並びに教育文化部、健康福祉部の活動の援助を行う。 (3) 書記は本会の事務を主管し、行事の案内や広報・回覧文書の配布を担当する。また、町内会議において議事録を作成する。併せて広報部長を兼務し、運営協議会広報部委員とする。 (4) 会計は、本会の日常出納事務及び各種募金、寄付金の集約事務を担当するとともに、総会及び町内会議の方針に基づき予算を執行し、決算案を作成する。 (5) 会計監査は定期又は必要に応じて本会の会計を監査する。 (6) 顧問は会長、副会長を助け、会長に事故あるときは副会長を補佐し会務を代行することが出来る。 (7) 専門部長、専門部副部長は連携を密にし、事業運営計画に基づいて、各担当行事の具体的計画及び推進を行う。 (8) 副部長はそれぞれの組を代表し必要に応じ組合議を開催・主宰するとともに、組内運営について担当する。また、何れかの専門部に所属することとし、専門部副部長を兼務することが出来る。 【委員及び各種団体代表者の任務】</p> <p>第 8条 委員及び各種団体代表者の任務は、それぞれの所属団体構構による。</p>
<p>【専門部の設置】</p> <p>第 9条 町内会の活動を促進し、併せて運営協議会との連携を円滑に進めるため、次の専門部を置く。</p> <p>① 公民館活動部 ② 教育文化部 ③ 健康福祉部 ④ 生活環境部 ⑤ 広報部</p> <p>【専門部の主な役割】</p> <p>第10条 各専門部は役員、委員、各種団体と連携して、主に次の業務及びび行事を担当する。</p> <p>(1) 公民館活動部 …公民館の利用促進計画、財産の保全、年度末における催部 (2) 教育文化部 …日の里まつり、敬老会、どんと祭り (3) 健康福祉部 …各種スポーツ行事、主任福祉委員との連携による福祉活動の援助 (4) 生活環境部 …町内一斉清掃、分別ごみ収集関係、交通安全、町内防犯活動、その他生活環境に関する諸事項</p>	<p>【専門部の設置】</p> <p>第 9条 町内会の活動を促進し、併せて運営協議会との連携を円滑に進めるため、次の専門部を置く。</p> <p>① 公民館活動部 ② 教育文化部 ③ 健康福祉部 ④ 生活環境部 ⑤ 広報部</p> <p>【専門部の主な役割】</p> <p>第10条 各専門部は役員、委員、各種団体と連携して、主に次の業務及びび行事を担当する。</p> <p>(1) 公民館活動部 …公民館の利用促進計画、財産の保全、年度末における催部 (2) 教育文化部 …日の里まつり、敬老会、どんと祭り (3) 健康福祉部 …各種スポーツ行事、主任福祉委員との連携による福祉活動の援助 (4) 生活環境部 …町内一斉清掃、分別ごみ収集関係、交通安全、町内防犯活動、その他生活環境に関する諸事項</p>

<p>(5) 広報部 …市広報、広報日の重、コミセンにより、各種回覧等の配布並びに「広報日の重」日の重ホームページ」への情報提供</p> <p>【役員】 第11条 役員は次の方法で選出し、総会において承認する。 (1) 会長、副会長、書記、会計、監査は各町内の推薦に基づき町内会議で選出する。 (2) 顧問は前年度の会長、副会長から五名の推薦に基づき町内会議で選出する。 (3) 専門部長および専門部副部長・公民館副部長・公民館副部長並びに特別委員は、町内会議の推薦に基づき会長が委嘱する。 (4) 隣組長は各組において選出する。</p> <p>【役員】 第12条 役員は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。 ただし、総会終了までは新任役員の業務を全うし、次期役員への引継ぎを行うものとする。 3. 次員により就任した役員は、前任者の兼任期間とし、再任は妨げない。</p> <p>【機関】 第13条 本会に次の機関をおく。 2. 総会 3. 町内会議 4. 運営委員会</p> <p>【総会】 第14条 総会は町内会の最高議決機関であり、代議員、互選、専門部長、互選、専門部副部長、公民館副部長、隣組長をもって構成し、基本方針並びに重要事項の決定を行う。</p> <p>【総会代議員】 第15条 総会代議員は、各組を単位とし、10世帯につき1名(構成は四捨五入)の割合で選出するが、各組の事情に応じて次年度組長の1名とすることが出来る。但し、総会及び臨時総会の前までに、会長に報告しなければならない。併せて、規約第6条第2号に掲げる委員及び各種団体代表者各1名を選出する。</p> <p>【総会の招集】 第16条 総会は原則として4月に会長が招集する。また、次の場合は臨時総会を開かなければならない。 (1) 会長が必要と認めた場合 (2) 町内会議で決議したとき (3) 会員の3分の1以上の要求があった時</p>	<p>(5) 広報部 …市広報、広報日の重、コミセンにより、各種回覧等の配布並びに「広報日の重」日の重ホームページ」への情報提供に関する事。</p> <p>【役員、専門部、隣組長の選出】 第11条 役員、専門部、隣組長は、次の方法で選出する。 (1) 会長は、選挙委員会案の議を経て町内会議で候補を決定し、総会で承認する。選挙委員会は、副会長1名と各ブロックに属する隣組長各1名とから構成する。委員長は副会長が当たる。 (2) 副会長、書記、会計は、持ち回りブロックの推薦に基づき町内会議で選出し、総会で承認する。 (3) 会計監査は、町内会議で選出し、総会で承認する。 (4) 顧問は、前年度の会長、副会長から五名の推薦に基づき総会で選出する。 (5) 専門部長は、持ち回りブロックの推薦に基づき会長が委嘱し、総会で承認する。 (6) 専門部副部長は、各専門部に属する隣組長の互選により選出する。 (7) 公民館副部長は、町内会議の推薦に基づき会長が委嘱する。 (8) 隣組長は、各組において選出する。</p> <p>【役員、専門部、隣組長の任期】 第12条 役員、専門部、隣組長の任期は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。 ただし、次員により就任した役員、専門部、隣組長の任期は、前任者の兼任期間とし、再任は妨げない。 2. 会長は、3年を限度として再任することができる。</p> <p>【機関】 第13条 本会に、次の機関を置く。 (1) 総会 (2) 町内会議 (3) 運営委員会</p> <p>【総会】 第14条 総会は、町内会の最高議決機関であり、代議員、役員、専門部、隣組長をもって構成し、基本方針並びに重要事項の決定を行う。</p> <p>【総会代議員の構成】 第15条 総会代議員は、各組を単位とし、10世帯につき1名(構成は四捨五入)の割合で選出するが、各組の事情に応じて次年度組長の1名とすることが出来る。ただし、総会及び臨時総会の前までに、会長に報告しなければならない。併せて、規約第6条第1項第4号に掲げる各委員及び各種団体代表者各1名をもって構成する。</p> <p>【総会の招集】 第16条 総会は、原則として4月に会長が招集する。また、次の場合は、臨時総会を開かなければならない。 (1) 会長が必要と認めた場合。 (2) 町内会議で決議した場合。 (3) 会員の3分の1以上の要求があった場合。</p>
--	--

<p>【総会の議長】 第17条 総会の議長は代議員の中から選出する。</p> <p>【総会の成立と議決】 第18条 総会は構成員の3分の2以上(委任状提出を食む)の出席で成立し、議事は出席者の過半数によって決し、可否同数のときは議長が決定する。</p> <p>【総会付議事項】 第19条 総会は次の事項を議決する。 (1) 規約・規定の制定ならびに改廃 (2) 事業計画・事業報告 (3) 予算及び決算 (4) 役員承認 (5) その他町内会運営に関し、必要と認められる事項</p> <p>【町内会議・運営委員会】 第20条 町内会議は五役、専門部長、専門副部長、公民部副部長、隣組長をもって構成し、総会に次ぐ決議権を有する。 2 なお、より広く町内の意見を求める必要があるときは、前号にかかわらず民生委員児童委員、主任福祉委員、並びに子供会、老人会の団体代表者1名を加えた運営委員会を開催することができる。</p> <p>【町内会議・運営委員会の協議事項】 第21条 町内会議は総会で議決された事項、並びに次の各号に掲げる事項を処理する。 (1) 年間事業計画策定に関する事項 (2) 予算案・決算案の策定に関する事項 (3) 規約の制定、改廃に関する事項 (4) 行政に対する町内要望事項の処理及び実行に関する事項 (5) 特別委員会設置に伴う委員の選任に関する事項 (6) その他本会の運営に必要と認められる事項 2 運営委員会は前項の協議事項のほか年度途中において、各種行事の変更又は中止を決定することが出る。</p> <p>【会議の招集】 第22条 町内会議は原則として毎月1回、町内会長が招集する。ただし、次の場合は臨時町内会議又は運営委員会を招集しなければならない。 (1) 緊急事項を処理する場合 (2) 構成員の3分の1以上の要求があった場合</p> <p>第23条 町内会議・運営委員会の議長は会長があたる。</p> <p>【会議の成立と議決】 第24条 会議は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。 2 議事は出席者の過半数によって決し、可否同数のときは議長が決定する。</p>	<p>【総会の議長】 第17条 総会の議長は、代議員の中から選出する。</p> <p>【総会の成立と議決】 第18条 総会は、構成員の3分の2以上(委任状提出を食む)の出席で成立し、議事は、出席者の過半数によって決し、可否同数のときは議長が決定する。</p> <p>【総会付議事項】 第19条 総会は、次の事項を議決する。 (1) 規約・規定の制定ならびに改廃 (2) 事業計画・事業報告 (3) 予算及び決算 (4) 役員承認 (5) その他町内会運営に関し、必要と認められる事項</p> <p>【町内会議・運営委員会】 第20条 町内会議は、五役、専門部長、専門副部長、公民部副部長、隣組長をもって構成し、総会に次ぐ決議権を有する。 2 なお、より広く町内の意見を求める必要があるときは、運営委員会を開催することができる。運営委員会の構成員は、前号の構成員に民生・児童委員、主任福祉委員、並びに子供会、老人会の団体代表者1名を加える。</p> <p>【町内会議・運営委員会の協議事項】 第21条 町内会議は、総会で議決された事項、並びに次の各号に掲げる事項を処理する。 (1) 年間事業計画策定に関する事項 (2) 予算案・決算案の策定に関する事項 (3) 規約の制定、改廃に関する事項 (4) 行政に対する町内要望事項の処理及び実行に関する事項 (5) 特別委員会設置に伴う委員の選任に関する事項 (6) その他本会の運営に必要と認められる事項 2 運営委員会は、前項の協議事項のほか年度途中において、各種行事の変更又は中止を決定することができる。</p> <p>【会議の招集】 第22条 町内会議は、原則として毎月1回、会長が招集する。ただし、次の場合は、臨時町内会議又は運営委員会を招集しなければならない。 (1) 緊急事項を処理する場合 (2) 構成員の3分の1以上の要求があった場合</p> <p>第23条 町内会議・運営委員会の議長は、会長があたる。</p> <p>【会議の成立と議決】 第24条 会議は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。 2 議事は、出席者の過半数によって決し、可否同数のときは議長が決定する。</p>
--	--

<p>【特別委員会の設置】</p> <p>第25条 特定の事業の実施、特に重要な案件、その他一定の期間調査検討が必要な事項については、総会の承認を得て、総会の諮問機関として特別委員会を設けることができる。</p> <p>第26条 本会の会費は1世帯月額700円とする。ただし、うち100円は特別会計として公民館維持費に算入する。</p> <p>2 転入者の会費は、転入の翌月から納入する。</p> <p>3 転出者の会費は、転出の月まで納入する。</p> <p>4 各組長は、会費を毎月月末までに本会会計に納入する。ただし、一定の月数をまとめて前納することもできる。</p> <p>【会計】</p> <p>第27条 本会の経費は、会費、委託料、交付金、公民館利用料、寄付金、その他の収入をもって充てる。</p> <p>【会員費等費】</p> <p>第28条 会員の慶弔費は、別に定める細則に基づき支出する。</p> <p>【役員・各種委員行動費】</p> <p>第29条 役員及び各種委員には、別に定める細則に基づき役員報酬または行動費を支給する。</p> <p>【会計年度】</p> <p>第30条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p> <p>【決算報告・財産目録】</p> <p>第31条 会長は、当該年度の決算に際し、決算報告及び財産目録を作成し、会計監査を受けて総会上程しなければならない。</p> <p>【情報公開】</p> <p>第32条 本会の会議議事録、会計内容等については、法律に基触しない限り、公開する。</p> <p>【規約に定めのない事項】</p> <p>第33条 この規約に定めのない事項で、本会運営について障害が生じた場合は、町内会議で協議決定し、総会に報告する。</p> <p>【規約の施行】</p> <p>第34条 本規約は、昭和48年2月10日から施行する。</p> <p>昭和49年 3月 9日 一部改訂</p> <p>昭和53年 4月23日 一部改訂</p> <p>昭和55年 5月11日 一部改訂</p> <p>平成 2年 4月 1日 一部改訂</p> <p>平成 3年 4月 1日 一部改訂</p> <p>平成 4年 4月 1日 一部改訂</p>	<p>【特別委員会の設置】</p> <p>第25条 特定の事業の実施、特に重要な案件、その他一定の期間調査検討が必要な事項は、総会の承認を得て、総会の諮問機関として特別委員会を設けることができる。特別委員は、町内会議の推薦に基づき会長が選任する。</p> <p>【会 費】</p> <p>第26条 本会の会費は、1世帯月額700円とする。ただし、うち100円は特別会計として公民館維持費に算入する。</p> <p>2 転入者の会費は、転入の翌月から納入する。</p> <p>3 転出者の会費は、転出の月まで納入する。</p> <p>4 各組長は、会費を毎月月末までに本会会計に納入する。ただし、一定の月数をまとめて前納することもできる。</p> <p>【会計】</p> <p>第27条 本会の経費は、会費、委託料、交付金、公民館利用料、寄付金、その他の収入をもって充てる。</p> <p>【会員費等費】</p> <p>第28条 会員の慶弔費は、別に定める細則に基づき支出する。</p> <p>【役員・専門職・副組長報酬、各課委員・各種団体代表者行動費】</p> <p>第29条 役員、専門職、副組長及び各種委員、各種団体代表者には、別に定める細則に基づき報酬又は行動費を支給する。</p> <p>【会計年度】</p> <p>第30条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p> <p>【決算報告・財産目録】</p> <p>第31条 会長は、当該年度の決算に際し、決算報告及び財産目録を作成し、会計監査を受けて総会上程しなければならない。</p> <p>【情報公開】</p> <p>第32条 本会の会議議事録、会計内容等については、法律に基触しない限り、公開する。</p> <p>【規約に定めのない事項】</p> <p>第33条 この規約に定めのない事項で、本会運営について障害が生じた場合は、町内会議で協議決定し、総会に報告する。</p> <p>【規約の施行】</p> <p>第34条 本規約は、昭和48年2月10日から施行する。</p> <p>昭和49年 3月 9日 一部改訂</p> <p>昭和53年 4月23日 一部改訂</p> <p>昭和55年 5月11日 一部改訂</p> <p>平成 2年 4月 1日 一部改訂</p> <p>平成 3年 4月 1日 一部改訂</p> <p>平成 4年 4月 1日 一部改訂</p>
--	--

平成18年 4月 1日 一部改訂(ただし、規約第28条については平成17年4月1日に遡及して改訂)
 平成20年 4月 1日 一部改訂
 平成22年 4月 1日 一部改訂
 平成22年12月18日 一部改訂
 平成23年 4月 1日 一部改訂

会員慶弔費に関する細則

【慶弔規定】

第1条 規約第28条に基づき、会員の慶弔に対し次の通り給付する。
 (1) 会員および会員の同居家族の葬祭にあたっては、本会として花巻料1万円を給付する。
 (2) 会員及び同居家族の出席にあたっては、本会として祝い金5千円を給付する。

役員報酬支給に関する細則

【役員・各種委員行動費】

第1条 規約第29条に基づく役員及び各種委員行動費は次の通りとする。

(役員報酬)

(1) 会長	100,000円
(2) 副会長	50,000円
(3) 書記	50,000円
(4) 会計	50,000円
(5) 書記	30,000円
(6) 専門部長	30,000円
(7) 専門部副部長	15,000円
(8) 公民館副館長	15,000円
(9) 隣組長	12,000円
(10) 会計監査	6,000円
(各種委員行動費)	
(1) 主任福祉委員	12,000円
(2) 子ども会長	12,000円
(3) 防犯委員	6,000円
(4) 特別委員会委員	6,000円
(5) 防災委員	6,000円

【専横支給の禁止】

第2条 前条において役職が重積した場合は高額の行動費を支給し、重横支給はしない。

平成18年 4月 1日 一部改訂(ただし、規約第28条については平成17年4月1日に遡及して改訂)
 平成20年 4月 1日 一部改訂
 平成22年 4月 1日 一部改訂
 平成22年12月18日 一部改訂
 平成23年 4月 1日 一部改訂
 平成24年11月18日 一部改訂(平成25年4月1日から施行する。ただし、第31条第1項及び第6項は改訂の日から施行する)。

会員慶弔費に関する細則

【慶弔規定】

第1条 規約第28条に基づき、会員の慶弔に対し次のとおり給付する。
 (1) 会員および会員の同居家族の葬祭にあたっては、本会として花巻料1万円を給付する。
 (2) 会員及び同居家族の出席にあたっては、本会として祝い金5千円を給付する。

役員報酬等に関する細則

【役員・専門部・隣組長報酬、各種委員・各種団体代表者行動費】

第1条 規約第29条に基づく役員及び各種委員行動費は次のとおりとする。

(役員・専門部・隣組長報酬)

(1) 会長	200,000円
(2) 副会長	50,000円
(3) 書記	50,000円
(4) 会計	50,000円
(5) 書記	30,000円
(6) 専門部長	30,000円
(7) 専門部副部長	15,000円
(8) 公民館副館長	15,000円
(9) 隣組長	12,000円
(10) 会計監査	6,000円
(各種委員・各種団体代表者行動費)	
(1) 主任福祉員	30,000円
(2) 子ども会長	12,000円
(3) 防犯委員	6,000円
(4) 特別委員会委員	6,000円
(5) 防災委員	6,000円

【専横支給の禁止】

第2条 前条において役職が重積した場合は、高額の報酬又は行動費を支給し、重横支給はしない。